

1 - 1 - 31 現場代理人及び主任技術者（または監理技術者）等

1．契約書第11条の規定に基づく現場代理人、主任技術者（または監理技術者、監理技術者補佐）及び専門技術者（これらを総称して以下「現場代理人等」という。）について、「現場代理人及び主任技術者 監理技術者 監理技術者補佐 専門技術者選任通知書」（第7編 様式 - 2）及び「工事担当技術者写真票」（第7編 様式 - 2の2）を作成し、監督員に提出しなければならない。また、現場代理人等を変更したときは、「現場代理人等変更理由通知書」（第7編 様式 - 31）及び「工事担当技術者写真票」を提出（変更が生じたときから10日以内）しなければならない。

2．前項に規定する現場代理人については、受注者の直接的な雇用関係にある自社社員であるとともに、かつ工事現場の運営、取締りが行える知識と経験を有する者を受注者は選任し、他の工事に従事させてはならない（関連工事における随意契約を除く。）また、営業所に置かれる経營業務の管理責任者、営業所に置く専任の技術者でないものとする。

3．受注者は、発注者が前項に規定する雇用関係を確認するため、「現場代理人 主任技術者 専門技術者経歴書」（第7編 様式 - 4）及び「受注者に所属することを証する書面」届出書」（第7編 様式 - 5）を作成（公的に雇用関係を証するものの写しを添付する。以下同じ。）し、監督員に提出しなければならない。また、現場代理人を変更したときも同様に提出（変更が生じた日から10日以内）しなければならない。

（公的書類例）

- ・健康保険被保険者証（所属会社の判るもの）
- ・標準報酬決定通知書
- ・雇用保険における被保険者証
- ・雇用保険における被保険者通知書（事業主通知用）
- ・市町村発行特別徴収税額決定書（特別徴収義務者用）
- ・その他、公的書類で雇用が確認できる書類

4．受注者は、第1項に規定する主任技術者（~~または監理技術者~~）及び専門技術者（以下「主任技術者等」という。）について、「現場代理人 主任技術者 監理技術者 監理技術者補佐 専門技術者経歴書」（第7編 様式 - 4）及び「受注者に所属することを証する書面」届出書」（第7編 様式 - 5）~~の他、監理技術者については前記に加え「監理技術者資格者証」「監理技術者講習修了証」届出書」（第7編 様式 - 3）~~を作成し、請負契約締結後21日以内に監督員に提出しなければならない。また、主任技術者等を変更したときも同様に提出（変更が生じた日から10日以内）しなければならない。

5．受注者は第1項に規定する監理技術者について、「現場代理人 主任技術者 監理技術者 監理技術者補佐 専門技術者経歴書」（第7編 様式 - 4）及び「監理技術者資格者証」「監理技術者講習修了証」届出書」（第7編 様式 - 3）を作成し、請負契約締結後21日以内に監督員に提出しなければならない。また、監理技術者を変更したときも同様に提出（変更が生じた日から10日以内）しなければならない。

6．元請の監理技術者に関し、これを補佐する者（これを監理技術者補佐という。）を置く場

合は、元請の監理技術者の複数現場の兼任を容認する。

なお、兼任する監理技術者は「特例監理技術者」という。

7. 監理技術者補佐の要件は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者とする。

ただし、兼任できる工事件数の数は、2件とし、兼任できる工事の範囲は市内で施工を行う本市発注工事とする。

~~5-8~~. 受注者は、契約書第11条第2項の規定に基づき、現場代理人を工事現場に常駐させてその運営、取締りを行わせ、工事現場の管理にあたらせなければならない。この場合において、工事現場に常駐とは、特別の理由がある場合を除き常に施工作業中の当該工事現場に滞在していることをいう。

~~6-9~~. 受注者は、第3項から第4項に規定する現場代理人等の雇用関係が確認できない場合及び疑義がある場合は、契約解除、入札参加資格停止等の措置を行うものとする。

~~7-10~~. 現場代理人、監理（主任）技術者、監理技術者補佐、専門技術者は、施工計画打合せ時に、その本人確認ができる公的証明書等（国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書、免許証、許可証、資格証明書等で、いずれも顔写真入りのものに限り）を監督員に提示しなければならない。ただし、提示すべき公的証明書等を所持していない場合は、監督員と協議しなければならない。